

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案については、11月12日の水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を平成23年1月1日に施行する予定である。

1. 大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書の提出時期の改正について

(1) 現行制度

農林水産大臣の許可を受けて営む指定漁業については、資源評価や資源管理等のために漁獲量を把握する必要があることから、漁獲成績報告書の提出を義務付けているところである（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第28条第1項）。

指定漁業の一つである大中型まき網漁業についても、同条の規定により漁獲成績報告書の提出を義務付けているが、その提出期限については、海域ごとの操業実態の違いを踏まえ、次のとおり定めている。

ア 兵庫県と鳥取県の最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西の日本海の海域、宮崎県串間市都井岬正南の線以西の海域であって北緯27度14秒の線以北の太平洋の海域（日本海の海域及び瀬戸内海の海域を除く。）及び北緯27度14秒以南の東支那海の海域において操業する場合

当該海域においては、自主休漁期間である月夜間を除いて連続して操業しているため、1回の操業が月夜間から次の月夜間までの約20日間にわたることとなる。このため1回の操業が複数の暦月にまたがることが多く、これに伴い、漁獲成績報告書の提出についても、ウのように月ごとに提出することとはせず、航海ごとに航海後速やかに提出することとしている。

イ 東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線、東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南支那海の海域を除く。）において操業する場合

当該海域においては、1回の操業が数カ月に及ぶことから、漁獲成績報告書については、アと同様、航海ごとに提出することとしている。また、操業期間が長く報告する内容も多いことから、航海終了後30日以内に提出することとしている。

ウ ア及びイ以外の海域において操業する場合

当該海域においては、1回ごとの操業期間が短いことから、漁獲成績報告書については、月ごとにとりまとめ、翌月の10日までに提出することとしている。

(2) 改正の必要性

現在は、連絡・通信手段の発達により、洋上の船舶から自社や業界団体に連絡・通信をすることが可能である。このため、陸地にある自社等は日々の漁獲情報を正確に把握することができるようになっている。

こうした中で、現在の制度は、

- ① ア及びウの両方の海域にまたがって操業する漁業者にとっては、海域ごとに漁獲成績報告書を提出する時期が異なるため、当該漁業者にとって分かりづらい制度となっている
- ② 近年、アの海域における操業については、中国漁船の操業増加や、燃油が高騰している影響により、沿岸寄りでの操業が多くなっており、こうした状況は今後も続くことが見込まれている。こうした中で、ひと月の間に複数回の操業をした場合には、ひと月に複数回、漁獲成績報告書を提出しなくてはならず、当該漁業者の負担になっている

という問題が生じている。

また、提出された漁獲成績報告書については、独立行政法人水産総合研究センターに集約され、各魚種の資源評価に活用し、TAC（漁獲可能量）決定に関与するABC（生物学的漁獲可能量）算定の基礎、国際交渉における割当量算出や交渉材料として活用されるものである。

こうしたことから、提出時期については、実態に即したものにするとともに、資源評価に影響を及ぼさず、情報を整理するために必要な一定の時間を確保するため、アの海域に係る漁獲成績報告書の提出についての規制を見直し、ウの海域に係る報告書の提出と同じ扱いとする必要性が高まっているところである。

(3) 改正の内容

アの海域での操業に係る漁獲成績報告書について、毎月の漁獲成績報告書を翌月の10日までに提出させることとする（ウの海域の操業と同様の扱いとする。）。

(4) 施行期日

操業期間は月をまたがる場合もあることから、事務作業に混乱が生じないように、漁業者が休漁とする年末年始を踏まえ、平成23年1月1日から適用する。

2. IATTCの管理水域拡大に伴う遠洋かつお・まぐろ漁業における採捕の禁止海域の範囲の改正

(1) 現行制度

遠洋かつお・まぐろ漁業者が漁獲するかつお・まぐろ類は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（I C C A T）等の地域漁業管理機関により国際的な保存管理措置が定められている。地域漁業管理機関において、漁獲量の上限が定められている魚種については、農林水産大臣が定めた期間内は当該魚種の採捕を禁止することにより国内担保を行っている（指定省令第17条及び別表第2）。

(2) 改正の必要性

東部太平洋のめばちについては、全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C）によって漁獲量の上限が定められているが、「千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）」が平成22年8月27日に効力を生じ、I A T T Cが管理する東部太平洋の海域が拡大されることとなっている。これを踏まえ、国内措置についても、採捕を禁止する海域の範囲を改める必要がある。

(3) 改正の内容

アンティグア条約の内容に合わせ、南緯50度の線以北、北緯50度線以南、西経150度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止することとする。

(4) 施行期日

アンティグア条約は平成22年8月27日から効力を生じているが、当該条約は条約の効力開始日までに国内の担保措置を講じることを求めておらず、また、最近の漁獲量のデータから見ても、現行の規定でもめばちの漁獲量はI A T T Cによって定められた漁獲量の上限を超えることは想定されない。

このため、日本の漁期が1月1日～12月31日となっていることを踏まえ、次の漁期の開始日である平成23年1月1日に施行する。

以上